

第2回金杉台中学校に関する地域説明会（平成31年3月23日開催）でいただいた質問に対する回答

※いただいた質問について要旨を記載しています。

Q1 なぜ会場を、今までの体育館ではなく、狭い視聴覚室にしたのか。

A1 会場を体育館ではなく、視聴覚室にしたのは、学校の予定として他に体育館を使用する可能性があったこともあり、校長と協議の結果、当日の気温を想定すると暖房の効く部屋が良いとの判断から選択しました。なお、並べた椅子の数は体育館の場合とほぼ同じです。

Q2 本当に御滝中学校付近の住民の方々にも、今回の説明会のご案内は出されたのか。

A2 1月に開催した地域説明会と同様に案内をいたしました。具体的には、金杉台中学校及び御滝中学校、金杉台小学校他関係5小学校を通じて各世帯宛に開催案内を配付（約3,200枚）したほか、近隣の町会・自治会47団体の回覧板や周辺の幼稚園・保育園への掲示により案内いたしました。また、今回の説明会についても、同様です。

Q3 文教委員会で、「意見交換会」ではなく「説明会」に固執しているが、「金杉台中学校統廃合については白紙の状態」と言っていたのは「嘘」ということになる。どうしてそんな「嘘」をつくのか。

松本文化教育長の講演の場で、「統廃合についてはまだ何も決まっていません。」というお言葉を頂戴したがそれも「嘘」か。

A3 現在は関係する小中学校の全てと地域住民の方を対象とした地域説明会として開催しておりますが、それに先立ち、平成30年11月10日に金杉台中学校及び金杉台小学校の保護者を対象とした保護者説明会を開催しました。その中での「白紙として進めていだきたい」という意見に対して、教育委員会としては統合が望ましいと考えていると説明した上で、「正式に決まっていはいないが、白紙ではなく、「下書き」をしている段階である」と回答していますので、「嘘」ではないと考えます。

同様に、講演会における教育長の「統合はまだ決まっていはいない」という回答も、事実ですので、「嘘」ではないと考えます。

Q4 金杉台中学校統廃合計画は、水面下で遂行されているのではないのか。

A4 金杉台中学校に関する検討状況は、適宜、教育委員会会議や市議会文教委員会において報告していますので、水面下で遂行しているという認識はありません。

Q5 現場教員のアンケート、子供たちのアンケートは実施しないのか。

A5 教育委員会には、学校現場での勤務を経験している職員も多くおり、学校の状況について認識していますので、現場の教員にアンケートをとる予定はありません。

また、今回の保護者アンケートでは、「記入にあたって、お子様と相談いただいても構いません。」とご案内していますので、子供の声も反映された結果と考えています。

Q6 説明会はこれから先も我々の気力と体力が尽きるまで、延々と繰り返されるのか。アリバイ作り、ノルマ消化をしているだけなのか。

A6 地域説明会は、金杉台中学校の現状と望ましい教育環境のために考えられる対応策を説明し、地域の意見を聞きながら進めており、初めから結論ありきではなく、「アリバイ作りやノルマ消化」をしている訳ではありません。今年度末には最終判断を出したいと考えています。

Q7 もしこの地域がさびれてしまったら、やはり責任はとらないということか。

A7 仮に統合となった場合、金杉台中学校は一時避難所となっていますので、地域の活性化にもつながるように、施設の有効活用を検討してまいります。

Q8 然るべき方からの情報で、現在の小学校6年生が中学校を卒業するまでは廃校にならないが、5年生からは中学校在学中に廃校になる可能性があるというのは実際のところ本当なのか。

A8 統合について地域の皆様のご意見を伺いながら検討しているところであり、時期は未定です。

Q9 御滝中学校は非常にクラス数が多い、金杉台中学校は単学級が続いている。非常にバランスが悪い。なぜ金杉台中学校統廃合のみにひたすら邁進するのか。やはり人件費カットのためなのか。

A9 「人件費カット」が目的ではありません。

Q10 説明会の場に、市長・市議会議員・小学校と中学校教員・小学校と中学校の子供たちとその保護者の方々もなぜこの場に同席させないのか。

A10 学校の統合や通学区域の見直し等は教育委員会の所掌事務ですが、説明会の開催報告や検討状況は、市長、市議会に適宜報告しています。

また、教育委員会には、学校現場での勤務を経験している職員も多くおり、学校の状況について認識しているので、それをふまえた教育委員会の意見です。

なお、説明会の案内は地域住民の方や保護者の方の出席を想定してお配りしておりますが、子供の出席を妨げているものではありません。

Q11 「説明会」ではなく「意見交換会」をなぜ開催しないのか。

A11 教育委員会が主催する説明会であり、現状や考えられる対応策をまず説明する必要があることから、「説明会」としています。

Q12 学区を見直して金杉台中学校を「特認校」にすればよいではないか。

A12 金杉台中学校を、小規模校での教育を望む子供たちを集める「特認校」とする考えはありません。

Q13 学区の見直しをどうしてしないのか。

A13 本日の資料1の22ページから27ページをご覧ください。

Q14 市教育委員会の組織中に、教育学部を出たとか、教育に関する研修期間を積まれた方は何人何割ぐらいいるのか。

A14 平成31年4月1日現在、教育委員会事務局と所管する教育機関（学校施設を除く）に属する常勤職員340人のうち69人は教員籍です。

Q15 25学級以上の過大規模校が3校ある。（※教育総務課補足：市の基本方針では、25～30学級は大規模校、31学級以上を過大規模校と分類しています。）

行田中学校と船橋中学校と葛飾中学校。小規模校の金杉台中学校の60人ぐらいの環境を心配しているのに、この3,000人以上の過大規模校に行っている子供たちの教育環境は心配ではないのか。

1校減らしている場合ではなく、偏在をなんとかするということがすごく大事なのではないのか。ここを何とかしようと思わないのか。

A15 令和元年5月1日現在、「船橋市市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針」において過大規模校に分類される中学校は葛飾中学校ですが、今後生徒数が減少していく推計になっています。ご指摘のあった行田中学校、船橋中学校については、大規模開発の影響もあり、暫く生徒数が増える推計となっていますので、動向を注視していきます。

本市は、人口の急増に伴い、昭和40年代、50年代に多くの学校を建設してきました。金杉台中学校は御滝中学校の通学区域内に金杉台団地ができたことから新設されましたが、市内には、元々あった学校では急増する子供の受け入れができず、分離新設された学校も多くあります。その後、地域の学校として一定の年月を経て現在に至っております。

現在、市内には未だ人口が増えている地域もあり、学校規模の異なる学校が偏在しています。地域によってその進度に差が出るとは思われますが、市内全域で就学児童生徒数は減少していきますので、将来的には市内全域において、通学区域の見直し等による学校規模・学校配置の適正化に取り組む必要が出てくるものと考えています。

Q16 船橋中学校は人数が多いので、希望すれば他の学校へ行くことができる。教育委員会の資料によると、船橋中学校から、御滝中学校、高根中学校、飯山満中学校に行くことができる。不思議なことに船橋中学校からほぼ同じ距離にある御滝中学校と金杉台中学校のうち金杉台中学校は選択にない。飯山満中学校と芝山中学校のうち芝山中学校もそうっていない。飯山満中学校より芝山中学校のほうが若干人数少ない。御滝中学校より金杉台中学校のほうが大幅に人数は少ない。余裕があるはずなのに、どういう意味でこうされているのか。

A16 ご指摘のとおり、船橋中学校は、基準により、隣接する中学校で教室数に余裕がある学校へ通学指定校を変更できる学校としており、その対象となる隣接校として、御滝中学校、高根中学校、飯山満中学校を指定しています。金杉台中学校は船橋中学校と通学区域が隣接しないため指定されていません。

Q17 きめ細かい教育として、外国ルーツの子供について挙げさせてもらう。今後の小・中学校は、今まで以上にバラエティに富んだ子供を手厚く教育しなければならないという場所になってくると思うが、こういうときに学校1校本当に潰していいのか。

A17 本市においても様々な国籍の児童生徒が就学していますが、通学指定校は住所によって予め定められていますので、原則、児童生徒の居住地の指定学校に通学することになります。

Q18 コールマンレポートは古いから時代に合わないと言っているにもかかわらず、標準規模は時代に合わないのが明らかなのに、これを守ろうとしている。それはなぜなのか。

A18 国では、昭和31年に中央教育審議会長が答申した統合方策についての文書に、「小規模校を統合する場合の規模は、おおむね12学級から18学級を標準とすること。」という一文があり、この件について、過去に国会予算委員会第2分科会で、12学級から18学級を適正規模とする根拠を聞かれ、「学問的あるいは科学的な見地から最適であるということは、教育についてはなかなかそういう判断は出しにくく、経験的に一番望ましいということである」という趣旨の答弁をしています。

また、平成20年度に国の中央教育審議会の小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会において、「昭和31年に決めた標準規模は今の子供たちを考えたら何とかしないと」という趣旨の意見を述べた委員がいましたが、様々な議論の結果として、12学級以上18学級以下を標準とすることについて、現在も概ね妥当であると考えられるとまとめられ、現在も学校教育法施行規則第41条及び第79条において、学級数の標準は12学級以上18学級以下とされ、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない、とされています。

このことから、教育委員会としては法令等に基づき考えていくことが妥当であると考えています。

Q19 御滝中学校は校舎が学年別になっていて、特別教室は特別校舎棟にまとまっている。その特別校舎には、建物自体にトイレがないそう。例えば音楽室は、校舎の4階にあり、授業中にトイレに行かなくちゃいけなくなったときに1階まで下りて行って、自分の学年の建物のトイレを使わなきゃいけないんだそう。一番近いトイレは使ってはいけなくて、学年の建物のトイレを使うという決まりになっているんだそう。それは30年も前から同じ状況で変わってないそう。人権問題だと思う。

トイレを自由に使えないということを理由にトイレの数のある学校を自由に選ばせてくださいというふうに学区変更の申請をしたら、教育委員会は認めてくれるのか。

A19 ご質問を受けて、御滝中学校の校長へ確認させていただきました。ご質問の例のように、特別棟での授業中にトイレに行く必要がある場合には、特別棟の近くに管理棟という棟があり、その棟のトイレを使用できるので、自分の学年棟まで戻ってトイレに行かなければならない、という指導はしていないとのことです。

なお、学校生活において配慮が必要な事情については、担任や教科担任との相談により、可能な対応はとっているとのことでした。